

岡山県重点医師偏在対策支援区域における
診療所の承継・開業支援事業費（地域への
定着支援事業）補助金交付要綱

制 定 令和7年10月31日

岡山県保健医療部
医療推進課

**岡山県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業
支援事業費（地域への定着支援事業）補助金交付要綱**

（趣 旨）

第1条 知事は、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、一定期間の地域への定着を支援することにより、地域の医療提供体制を確保するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）のほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 この補助金は、令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知の別添「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱」に基づき、診療所の開設者が行う支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業）を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1） 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2） （1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1 か所当たり次により算出された額の合算額	診療所の地域への定着に必要な次に掲げる経費
（1）	・ 職員基本給
ア. 診療日数1～129日	・ 職員諸手当
6,200千円＋（71千円×実診療日数）	・ 非常勤職員手当
イ. 診療日数130～259日	・ 報償費
6,200千円＋（77千円×実診療日数）	・ 旅費
ウ. 診療日数260日以上	・ 備品費（単価50万円未満に限る。）
6,200千円＋（87千円×実診療日数）	・ 消耗品費
（2）訪問看護による加算額	・ 材料費
25,000円×訪問看護日数	・ 印刷製本費
	・ 通信運搬費

	・ 光熱水料 ・ 借料及び損料 ・ 社会保険料 ・ 雑役務費 ・ 委託費
--	--

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第20条の規定により、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて（5）の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やか

に知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(11) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を別途定める期日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、補助金交付申請書（第1号様式）を別途定める期日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（第2号様式）を、事業完了後1か月以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。